

ときお孫

第20号 発行日: 平成26年4月17日

精神科救急医療の体制が充実されました

札幌市は人口がほんの少しずつですが増え、今 では191万人です。精神科の救急医療は、これまで、 札幌市のほかに後志、千歳、江別の各地域を含む 約258万人を対象とする救急医療圏を対象にして、 札幌市内27病院が輪番制を敷いて夜間と休日の救 急当番を担ってきました。精神科医療もこれまで の「入院中心」の医療から地域生活を支える医療 へと変わってきており、退院し地域で生活しなが ら医療を継続する方々が増えてきています。この ため、病気の再発や再燃に際して速やかに必要な 救急入院ができ、早くに退院できるように充実す ることが必要となっています。これまで救急の輪 番体制が一つであったために、特に夜間や休日の 急な入院に用意される入院ベッドも一つしかな く、スムーズに入院できない事例も度々でした。 しかし、平成25年4月からは、救急医療圏を二つ に分けて二つの輪番体制、即ち2床の空床を確保 するようになり、これらの問題は解消されました。

さらに、それぞれの救急医療圏に救急基幹病院 を複数設置して当番病院を支える仕組みになりま したので、救急医療体制は大変充実したものとな りました。

また今年の4月からは、札幌市で「こころの安 心カード」を通院中の方たちに発行し、主治医と



理事長 花井 忠雄

のものです。急に、主治医以外の医師にかかることは様々な不安がありますが、主治医と患者さんの正しい情報が伝わることは安心の大きな力になることは間違いないと思います。この「こころの安心カード」は任意によるものですが、一人でも多くの方々が作成され、所持されることを願っています。

当院も救急基幹病院の一つとして高頻度の夜間・休日当番を受け持ち、指定医の先生方を中心に頑張っています。入院医療の充実とともに、救急医療の充実にも、当院は日々積極的に努力しております。

「ときわこども発達センター」 の御紹介

平成25年10月に診療を開始いたしました、「ときわこども発達センター」(ときわ病院 児童精神科、リハビリテーション科)です。特定医療法人さっぽろ悠心の郷では、平成21年10月に、西区二十四軒に札幌はな発達クリニックを開院し、児童精神科の診療、および、発達障害のお子さんを中心にリハビリテーション(作業療法、言語療法)を行ってきました。同クリニックを拡充移転する形で、ときわ病院に児童精神科、リハビリテーション科の専門外来を開設しました。ときわこども発達センターの建物は、クリーム色の外観をしたときわ病院本館・新館に隣接する、白い2階建ての建物です。受診の際には、こども発達センター専用玄関からおいで下さい。

スタッフは、医師(児童精神科医)、看護師、臨床心理士、保育士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、事務員です。多職種で連携し、発達に不安のあるお子さん、こころの悩みを抱えたお子さんの診断、治療、作業療法(感覚統合訓練)、言語療法などを行っています。また、心理



カウンセリングや、月に一回、育児支援教室や親 御さんを対象とした勉強会なども行っています。

児童精神科の新患対象年齢は、0歳から15歳(中学生)までとさせていただいております。診療時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時(正午から午後1時は昼休みで、最終受付は午後4時30分)となります。リハビリテーション科での作業療法(感覚統合訓練)、言語療法の対象は、未就学児(6歳まで)のみで、医師が、訓練が必要と判断したお子さんとなります。すでに多数の新患予約をいただいており、受診までにお待ちいただく場合もあるかと思いますが、気軽にお問い合わせいただけましたら幸いです。受診の御相談、お問い合わせなどは、こども発達センター専用電話011-593-8741まで、上記診療時間内にお願い致します。







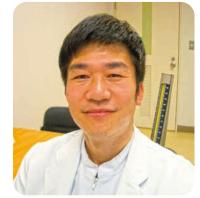
医師紹介

たての まさる **館 農 勝**

はじめまして。平成25年10月より、ときわ病院に勤務しております館農勝(たてのまさる)と申します。ときわ病院に着任するまでは、特定医療法人さっぽろ悠心の郷の関連施設である西区二十四軒の札幌はな発達クリニックに勤務しておりました。

ときわ病院は、平成13年4月から数年間、週に一度の非常勤で精神科の研修をさせていただいた思い出の場所です。久しぶりにお会いした患者さ

んから声を掛けていただくこともあり、懐かしさを感じながら勤務しております。現在は、児童精神科の外来診療を中心に、精神科外来と病棟診療を行っています。どうぞ、宜しくお願い致します。



STOTO TO THE STATE OF THE STATE

精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律 (精神保健福祉法)の改正について

平成26年4月1日、精神保健福祉法の一部が改正され、特に医療保護入院を中心に制度の見直しがされました。主な変更点をご紹介します。

はじめに、精神科の入院形態には、ご本人の同意による任意入院と、ご本人の同意を得られなくても精神保健指定医の診察の結果、入院が必要と判断されたときに入院可能となる入院形態があり、その中の一つに医療保護入院があります。

医療保護入院は精神保健指定医の判断と「保護者」の同意が必要な入院形態でした。「保護者」とは、精神障害者に治療を受けさせるための様々な義務を負う者で、保護者になれる者として1.後見人・保佐人、2.配偶者、3.親権を行う者というように優先順位があり、1~3の方がいない場合は扶養義務者の方が家庭裁判所で保護者の選任を受ける必要がありました。

今回の法改正により保護者制度は廃止され、医療保護入院の際の同意者が「保護者」→「家族等」に変更になりました。「家族等」に変更になることで、同意者の優先順位がなくなり、配偶者、親権者、直系血族、兄弟姉妹、家庭裁判所に選任された扶養義務者、後見人又は保佐人のいずれかの同意が必要になりました。原則としては、診察に付き添う家族の方から同意を得ることになります。

又、同意者が特別な義務を負うことは無くなりますが、入院者に代わり退院などの請求をすることは従来通りすることができます。

また、4月1日以降医療保護入院となった方へ



精神保健福祉士 山本 悠生

ついて委員会で審議し、本人の同意によらない入院を出来るだけ短期間にしようとするものです。なお、4月1日以前に医療保護入院している方も、家族等の同意があったとみなすことになり、退院後生活環境相談員が選任されますが、当院では「退院後生活環境相談員」は担当の精神保健福祉士が担います。

今回の法改正により、新規入院者は1年以内に 退院できるようにするという考え方のもと、入院 時、入院後の対応について見直しがされました。 今後も初めて入院される方、既に入院制度をご存 知の方に対しても、より一層丁寧な説明を心掛け ていきます。何かご不明な点があれば、医療福祉 相談室までご相談ください。

通所者 募集中です!!

平成24年12月に開設しました、重度認知症ディケア「かわせみ」です。ときわ病院のすぐ裏を流れる川に本物のかわせみがいるとかいないとか…そんなところから名づけられました。

デイケアかわせみでは認知症により日常生活に 支障をきたしている方が、頭や体を使った活動な どを通して精神的に安定し生活機能を回復するこ とを目指しています。各種医療保険がご利用にな れますので、介護保険のサービスを受けられてい る方もご利用できます。

プログラムの一番人気は風船バレーです。何回 続けられるか利用者さんと職員が一丸となり風船

重度認知症デイケア 「かわせみ」

を追い求めます。他にも体操、趣味活動やドリルなどの個人活動、全員で院内喫茶へ行ったり、これからの季節は麦わら帽子をかぶり近くの林に散歩へ行くこともあります。1日6時間と短い時間ではありますが、その人らしさを大切に安心感や満足感を持っていただき、笑顔いっぱいのひとときを皆さんとともに過ごして行きたいと思います。

見学・体験通所など随時、受け付けております。 お気軽にご相談ください。

重度認知症デイケア「かわせみ」

直通電話 011-591-4755











風も春めいて雪も融けだし、長かった冬が終わろうとしています。こんなふうに少しずつ、患者さんを取り巻く様々なものが、より良い方向にむかっていければと思います。

さて、「ときわ病院だより」も第20号となりました。お気づきの点やご要望などございましたら、ときわ病院 医療福祉相談室、もしくは下記のメールアドレスまでお気軽にご連絡ください。

発行者

特定医療法人 さっぽろ悠心の郷と きわ病 院 医療福祉相談室 浜田 康秀 札幌市南区常盤3条1丁目6-1

TEL 011-591-4711 FAX 011-591-0922